

平成21年11月17日

各 位

会 社 名 ステラ・グループ株式会社
代表者名 代表取締役社長 古川 善健
(コード番号8206 大証2部)
問合せ先 総務人事部長 津田 由行
Tel (03) 5425-2511

訴訟の判決（勝訴）に関するお知らせ

当社が、平成18年に海外の上場会社株式購入のために香港にて預託した資金につき、当該売買契約期限内に株式を購入することがなかったため、香港にて当該預託金の返還を求めていた訴訟（以下、「本件訴訟」という。）について、平成21年11月12日付で香港の裁判所（香港高等法院）において当社勝訴の略式判決を受け、本日当社に判決文書が届きましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本件訴訟の相手（被告）

(1) 第1被告

- ① 商 号 Kudrow Finance Limited
- ② 所在地 英領バージン諸島

(2) 第2被告

- ① 商 号 Robert Lee Law Office
- ② 所在地 香港ワンチャイ
- ③ 代表者 Robert Lee

2. 訴訟の経緯

平成18年6月、当時の当社社長アンドリュー・マンキューヴィッチ（平成19年3月当社社長辞任）による当社グループ海外戦略の一環として、アジアでのアパレル等の販売事業を企画し、その足がかりとしてロンドン証券取引所に上場していた World Trade Systems PLC（以下、「WTS」という。）を利用すべく、WTSの筆頭株主である Kudrow Finance Limited（以下、「Kudrow」という。）より、Kudrowの保有するWTS株式のうち、2,935,500株を当社が取得する売買契約（以下、「当該契約」という。）を Kudrow との間で締結しました。

そして、その購入代金として、平成18年6月当社は、英国ポンド102,742.50（当時日本円で25百万円、現在は日本円換算で約15百万円）を当該契約においてエスクロー（預託金）代理人として指定された香港の Robert Lee Law Office（以下、「Robert Lee 事務所」という。）へ支払いました。

しかし、当該契約は平成19年2月に一度だけ、完了期日を平成19年7月31日まで延長しましたが、結果的に当社はWTS株式を1株も取得することなく現在に至っております。

当社としては、エスクロー（預託金）代理人である Robert Lee 事務所に対して、当該契約は実行されることなく終了したのだから、預託金である英国ポンド102,742.50は当社に返還されるべきであると申し入れました。しかしながら、当該預託金の返還が遅々として進まなかったことから、当社は平成21年4月、当該契約の当事者である Kudrow を第1被告として、当該預託金の保護を目的に、第2被告として Robert Lee 事務所を加え、預託金返還の訴訟を香港高等法院（High Court）にて提起いたしました。

本件はその判決であります。

3. 判決があった裁判所及び年月日

香港 高等法院 2009（平成21）年11月12日

4. 判決内容

当社の主張が全面的に認められた勝訴判決です。

5. 今後の見通し

当該預託金については、その回収懸念から平成21年2月期（平成20年3月1日～平成21年2月28日）において全額貸倒引当金を計上しており、回収時には特別利益が発生する予定です。しかしながら、今後相手側より控訴する可能性があるため、具体的な返金方法や時期等につきましては、現時点では未定です。従って、本件による当社の業績に与える影響につきましては、現時点では未定であり、今後開示が必要な事項が判明した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上